

第32回全国育樹祭

育てよう 緑あふれる 日本の未来 第32回 全国育樹祭

基本コンセプトは循環

先人が植えた木々は世代を超えて育まれ、森林となつて現在へと受け継がれました。

その森林から、日々恩恵を享受している私たちの手によって、明日へと引き継ぐ森林づくりを行います。

全国育樹祭は、皇族殿下の御臨席のもと、全国各地からの参加を得て、皇族殿下によるお手入れなど、参加者による育樹活動を通じて、活力ある緑の造成気運を高め、次代への連帯性を高めることを目的に、各県持ち回りで毎年秋季に開催されており、平成20年度の第32回大会が10月25日(土)、26日(日)の両日に愛媛県で開催されます。

【式典の内容など】

- 皇族殿下のお手入れ
- 参加者による育樹活動
- 緑化功労者などの表彰
- 緑の少年団活動発表
- アトラクション

(秋川雅史氏ほか)

○大会宣言 など

【問い合わせ先】

第32回全国育樹祭愛媛県
実行委員会(愛媛県農林
水産部 森林局林業政策
課 全国育樹祭室)
☎ 089・912・2518

協賛事業

この育樹祭の協賛事業として、新谷地区で毎年11月23日の勤労感謝の日に行われている「根性づくり神南山登山」が、今年は愛媛県森林環境税の公募事業による「憩いの森づくり」事業と合わせて10月19日(日)に実施されます。登山は通常通り往復18kmで行われ、また憩いの森づくりは、神南山にある18年生の松を、補助作業員の手助けを得ながら手のこで、除伐するものです。参加申し込みのほか、詳しくは左記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大洲市新谷公民館

☎ 089・0024

第32回全国育樹祭ポスター

～二宮楓太さん(新谷中学校1年)の作品～

愛媛県では、10月25日(土)、26日(日)に「第32回全国育樹祭」が開催されます。県内各所に貼られているこの大会のポスターの原画は、新谷中学校1年の二宮楓太さん(作成当時市立新谷小学校5年)が描いた「緑の中で」という作品で、2,551点の応募の中から選ばれたものです。

第32回全国育樹祭大会ポスターにも、ぜひご注目ください。



二宮 楓太 さん



▲「緑の中で」



▲角田校長先生に笑顔で受賞の報告

海事功労者表彰

おめでとございます。

長浜高等学校生徒会が 国土交通大臣から表彰

「海の日」の記念式典(四国運輸局愛媛運輸支局など主催)が7月22日(火)、松山市大可賀2丁目のアイテムえひめで開催され、長浜高等学校生徒会が国土交通大臣表彰を受賞しました。同生徒会では、豊かな自然と風土に恵まれたふるさとと住みよい快適な生活環境を創造することを目標に、長年にわたり海岸線などで清掃を続けており、今回その地道な活動が認められたものです。

大洲球場で公式戦

早朝に警報が発令されるほどの大雨が降り開催が心配されましたが、7月5日(土)、大洲市平野の大洲球場で、「愛媛マンダリンパイレーツ」対「徳島インディゴソックス」戦が行われました。

芝生は若干水を含んでいたものの、内野の土は早朝の雨がうそのように、綺麗にならされ、選手たちのプレーを待っていました。この日の最高気温は32.1度。風もほとんどなく、とても暑い日となりました。会場周



▲試合の様子



▲始球式をする大洲南中学校の久保君

辺では、今回も選手やファンを気持ちよく迎えようという地元特産品の販売ブースが軒を連ね、会場を訪れた家族連れらは、ちょうど昼時とあつてお弁当やかき氷、地元の特産品などを買い求めています。

試合は、両チームからホームランが出るなど、初回から点の取り合いとなりました。残念ながら6対10と競り負けてしまいました。随所で迫力のあ

随所で迫力あるプレー！

頑張れパイレーツ

大洲球場で公式戦

る素晴らしいプレーを見ることが出来ました。

また試合の途中には、愛媛たいき農協や大洲森林組合など市内の各団体や民間企業から提供された景品による、お楽しみ抽選会が行われ、試合を盛り上げていました。



▶すばらしい声で国歌を斉唱する大洲北の上石先生



▲5回裏 2回のホームランに続き同点タイムリーを放つ大津選手



▲喜びのエコラブスイカ 当選者

地域審議会が 開催されました

今年度の地域審議会が、7月17日(木)に大洲地域(大洲市役所で開催されたのを皮切りに、18日(金) 肱川地域(肱川公民館)、25日(金)長浜地域(長浜体育館)、30日(水)河辺地域(河辺基幹集落センター)でそれぞれ開催されました。

地域審議会は、地元の公共的な団体の役職者や学識経験者などが委員となり、新市の建設計画などを審議するもので、市からは地域安全・防災対策や小学校統廃合計画など主要施策についての説明のほか、財政状況や集中改革プランの進捗状況、地上デジタル放送の対策状況などが報告されました。その後の意見交換では、それぞれの地域における課題や問題点について活発な意見交換がなされました。



▲河辺地域審議会のようす

大洲市
消防団

県操法大会で優勝

第25回愛媛県消防操法大会があり、大洲市消防団 脇川方面隊 正山分団が小型ポンプの部で優勝しました。また、大洲方面隊 脇川北分団第1部がポンプ車の部で15チーム中7位になりました。

県内の精鋭チームが結集

県消防操法大会が7月27日(日)、県消防学校大規模訓練場(松山市勝岡町)であり、県内各地の消防団から32チーム、約150人の選手が参加し、小型ポンプ、ポンプ車の2部門に分かれて操法を競い合いました。

正確な動作が最大の勝因

正山分団チーム(藤原優勝さん、西本雅志さん、山田智

無駄のない機敏な動作

正山分団選手は、大会に向けて昨年11月から主に夜間、訓練場所の正山小グラウンドに集まり、週3日、毎回約2時間の訓練を続けてきました。選手は、消防署員の指導や団員の支援を得ながら、動作や発話の正確さを高める一方、訓練の積み重ねによりタイムを当初より約15秒短縮し、40秒代前半で競技できるようにになりました。

大会では、各選手が競技中の減点を最小限に止めたことに加え、参加チームの平均タイム



▲正山分団選手が素早く放水を開始

参加チームの平均タイム



優勝した正山分団

シリーズ防災
No.5

ムよりも4秒速い41・75秒を記録し、87・5得点(100点満点)で参加17チーム中、最高得点を獲得して優勝しました。

これからも地域のために

正山地区(脇川地域)は現在、222世帯、704人が暮らす山間集落です。平成20年3月に地区内であつた住宅火災でも地元消防団員が駆けつけ、現場活動にあたりました。

優勝メンバーで指揮者を務めた藤原さんは、「地元の方々が団員の支えがあつて優勝できた。火事の時だけでなく、火災予防などの日頃の活動も大事。これからも地域の力になりたい」と抱負を語り、消防団活動の大切さを再確認していました。

【問い合わせ先】

市役所危機管理課
☎242111(内線352)

10月6日(月)から
パスポート窓口が
変わります!!

旅券事務の権限移譲(県から市へ)により、10月6日(月)から、大洲市役所本庁でパスポート(旅券)の申請・受領が開始されます。

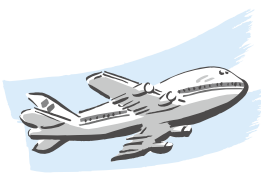
これに伴い、大洲市に住民登録をしている人は、八幡浜支局および県のパスポートセンターでの手続きが原則できなくなりますので、ご注意ください。

また、八幡浜支局の旅券窓口は、10月3日(金)で、閉鎖されます。

詳しくは、次回広報大洲10月号でお知らせします。

【問い合わせ先】

市役所市民課市民係
☎242111
(内線110)



10月1日(水)〜7日(火)は
「公証週間」です。

公証役場をご存知ですか。公証役場では、当事者の依頼により、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸、損害賠償や慰謝料の支払いなど各種の契約書(公正証書)を作成しています。公正証書には、判決書と同様に差押えや取立ての効力があります。遺言書も公証役場で作成しておくこと、家庭裁判所の検認という手続を受けることなく効力が認められます。そのほか、会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。

法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

【問い合わせ先】

松山合同公証役場
〒790・0002
松山市二番町1-11-5
☎089・941・3871
八幡浜公証役場
〒796・8002
八幡浜市広瀬1-7-6
☎0894・22・2070

シリーズ長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

シリーズ

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

No.14

今回は、6月12日政府決定された内容の一部をご紹介します。制度の施行状況を検証し、円滑な運営を図る目的で決定されました。

1 平成20年度の保険料の軽減

① 均等割の8・5割軽減
低所得世帯への配慮として、7割軽減になっている人は全員8・5割軽減となります。保険料決定通知書の「⑦軽減額」が29,162円となっている人が対象です。

持参ください。

② 年金収入が180万円未満で、世帯主または配偶者の口座振替で納付した人(世帯主または配偶者の国民健康保険料(料)の納付状況などによっては該当しない場合があります)。
ご希望の人は、被保険者証、金融機関などの通帳及び届出印、そのほか必要書類を持ってまず保険環境課または各支所市民福祉課へお越しください。ただし、申し出をされた時期により、天引きを止める年金支給月が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

住者が、各年において、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担とすべき社会保険料を支払った場合には、その支払った人に社会保険料控除が適用されます。
○ 長寿医療制度においては、保険料が原則として年金から特別徴収されています。この場合、その保険料を支払った人は年金の受給者本人であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

② 所得割の5割軽減
基礎控除後の総所得金額が58万円(年金収入だけなら211万円となります)以下の場合、所得割額が5割軽減となります。保険料決定通知書の「①賦課のものととなる所得金額」が58万円以下の人が対象です。

2 保険料支払方法の変更

国の政令改正により、次のいずれかに該当する人は、年金天引きから口座振替へ支払方法の変更が可能となりました。

① これまで国民健康保険の保険料(料)を確実に納付していただいた人(過去2年間に大洲市に転入された人は、領収書など確認できるものを)

また、所得税などの申告の際は、保険料を支払った人が社会保険料控除を受けることになります。参考に7月25日改正政令の要点をご紹介します。

○ 所得税および個人住民税の社会保険料控除については、居

○ 改正政令により、本年10月以降、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主または配偶者の口座から口座振替により保険料を支払うことが可能となりますが、その場合の社会保険料控除は、保険料を支払った人に適用されます。

【問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合
松山市北条辻6番地
(松山市役所北条支所2階)
☎089・911・7733
市役所保険環境課高齢者医療係
☎2111 (内線155)

教員免許更新制について

現職の教員でない人へのお知らせ

教員免許更新制が平成21年4月1日からスタートします。教員免許状をお持ちの人であっても、現在、学校や幼稚園にお勤めになっていない場合は、免許状更新講習を受講していただかなくても、免許状は失効しません。

ただし、満35歳、45歳、55歳で迎える年度末(3月31日)までに、更新講習を修了しないと教壇に立つことができなくなります。将来、教員としてお勤めになる予定のある人で、満35歳、45歳、55歳で迎える年度末までに更新講習を修了されていない人は、教員としてお勤めになるまでに30時間以上の講習を受講する必要があります。

ただし、昭和30年4月1日以前にお生まれになった人には、この制度は適用されません。これまでどおり教員免許状は終生有効となります。

この更新講習は愛媛大学をはじめ全国の大学などで受講することができます。なお、教員免許更新制の概要につきましては、愛媛県教育委員会事務局義務教育課のホームページをご覧ください。
(<http://ehime-c.esnet.ed.jp/simu/gimutop.html>)

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局義務教育課免許学事係
☎089・912・2941
FAX 089・934・8684